

令和2年度山梨県における障害者就労施設等からの  
物品等の調達を推進を図るための方針

令和2年3月19日 作成

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 適用機関

調達方針は、山梨県の全ての機関における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所が山梨県内にある、法第2条第4項に規定する施設等とする。

3 調達する物品等及び目標

(1) 県が調達を推進する物品等は、次のとおりとする。

区 分		具体的な物品等の例示
物 品	事務用品	コピー用紙、図面袋、フラットファイル など
	食料品等	弁当、飲料、加工食品、パン、菓子類 など
	小物雑貨	花苗、記念品、手芸品、洗浄用具 など
	その他の物品	トイレットペーパー、プラスチック製品、寝具 など
役 務	印刷	名刺、名入り封筒、チラシ、製本 など
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理 など
	情報処理・テープ起こし	データ入力、ホームページ作成 など
	その他の役務	袋詰、資源回収、点字処理など

※上記は、調達を推進する物品等の一例であり、県において調達可能な物品等であれば、上記以外も対象とする。

(2) 調達の目標は、調達額が前年度の実績を上回ることとする。

#### 4 調達推進方法

- (1) 福祉保健部障害福祉課は、施設等から調達可能な物品等の情報を適用機関に提供する。
- (2) 適用機関は、提供された情報を基に施設等への発注に努める。
- (3) 適用機関は、施設等への発注に当たっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行う。
- (4) 適用機関は、調達の推進に当たっては、施設等の共同受注窓口の活用を努める。共同受注窓口から購入した物品等の購入額も、調達実績に含めるものとする。

#### 5 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度が終了次第、福祉保健部障害福祉課が各適用機関に照会の上、集計し、速やかに公表する。